

## 高齢者のかたへの減免等

### 個人市県民税

課税課市民税係 ☎38-2016  
 高齢介護課高齢福祉係 ☎38-2044

高齢者のかたで、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたについては、非課税・所得控除の制度を受けることができます。

制度の内容は、1面の「個人市県民税」をご確認ください。

※障害者控除対象者認定書の交付については高齢介護課高齢福祉係へ

### 固定資産税

課税課固定資産税係 ☎38-2017

内バリアフリー改修工事を行った家屋の翌年度分の固定資産税が住宅1戸につき床面積100㎡までの部分について3分の1減額 人①～⑧のすべてに該当する住宅 ①新築された日から10年以上経過②工事内容が次のいずれかに該当(廊下の拡張・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化・手すりの取り付け・階段の勾配の緩和・浴室の改良・便所の改良)③65歳以上のかた・要介護認定または要支援認定を受けているかたのいずれかが居住している④補助金等を除く工事の自己負担額が1戸あたり50万円を超えている⑤平成29年1月以降に改修工事が行われ、工事完了後3カ月以内に申告書を提出している⑥改修後の住宅の床面積(区分建物の場合は専有部分床面積)が50㎡以上⑦店舗等併用住宅の場合、居住部分床面積の割合が2分の1以上⑧賃貸住宅でない※賃貸住宅であっても所有者自己居住部分は減額対象 申申告書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出

### 介護保険関係

高齢介護課管理係 ☎38-2046

※受け付けは、7月中旬の保険料確定以降です。

#### ■所得が半分以下になる見込みのかた

内介護保険料を所得の減少に応じて、来年度に見込まれる保険料段階の金額に減額(当該事由が生じた日の属する月から年度末まで適用) 人生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以下に減少し、保険料段階が下がると見込まれる、保険料段階が第4～14段階のかた 申印鑑を持参の上、減免申請書・収入金額を証明する資料(離職票等)を上記へ提出

#### ■世帯の年間収入が150万円以下のかた

内介護保険料を基準額の22.5%～54%以内に減額 人前年の世帯年間収入金額が150万円以下で、生活が困窮している状態にあると認められる、保険料段階が、第1～3段階のかた 申印鑑を持参の上、減免申請書・収入金額を証明する資料・預貯金通帳等を上記へ提出

#### ■火災などに遭われたかた

内り災された月から12月分の介護保険料を50%～全額減額 人火災などにより、住宅や家財に全焼や床上浸水等著しい損害を受けられたかた 申印鑑を持参の上、減免申請書・り災証明書を上記へ提出

#### ■介護サービス利用者負担の減免

内要介護・要支援の認定を受けているかた、または介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者のかたで災害等の特別な理由により、在宅サービス、福祉用具の購入・住宅改修、介護予防・生活支援サービスの

費用の1割または2割を負担することが一時的に困難なかたは、利用者負担を1割または2割以下に減免 人①または②に該当するかた ①要介護者等生計維持者が、火災等で財産に著しい損害を受けられたかた ②生計維持者が、死亡された・心身に重大な障がいを受けた・長期入院・失業等で収入が著しく減少されたかた 申印鑑を持参の上、減免申請書・り災証明書・収入金額を証明する資料を高齢介護課管理係へ提出

#### ■居住費(滞在費)・食費の軽減

内施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担限度額を設定し、負担を軽減 人①②に該当するかた ①世帯全員が市民税非課税のかた(別世帯の配偶者がいる場合、その所得も勘案する)②預貯金等が単身では1,000万円以下、ご夫婦では2,000万円以下であること 申印鑑を持参の上、負担限度額認定申請書と預貯金通帳の写し等を高齢介護課管理係へ提出



### 後期高齢者医療

保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

#### ■所得が半分以下になる見込みのかた

内保険料所得割の8割以内、または均等割の5割以内を減免 人世帯の前年の所得の合計額が600万円以下で①または②に該当し、保険料の納付が著しく困難なかた ①事業または業務の休廃業・休職・失業その他の理由により所得が2分の1以下に減少する見込みのかた②世帯主または他の被保険者が①に該当することにより、世帯の所得見込額が2割軽減基準額以下に減少するかた(2割軽減基準額:33万円+49万円×被保険者数) 申後期高齢者医療保険料減免申請書・今年の所得の見積額を証明する資料を上記へ提出

#### ■一部負担金の減免等

内災害等の特別な事由により、一時的に生活困窮になったときに、医療機関窓口で支払う一部負担金を減免または徴収猶予(減免は原則3カ月以内・徴収猶予は6カ月以内の期間) 人生活保護基準に近い状況であると認められるとき 申後期高齢者医療一部負担金免除および徴収猶予申請書・その他申請事由を証明する資料を上記へ提出

#### ■負担割合の引き下げ

内3割負担のかたでも高齢者世帯員(70歳以上のかた・後期高齢者医療被保険者を含む)の収入金額の合計額が一定額未満である場合は、1割負担に引き下げ

人3割負担のかたで、高齢者世帯員の収入金額の合算額が520万円未満のかた(高齢単身世帯の場合は383万円未満のかた) 申後期高齢者医療基準収入額適用申請書・後期高齢者医療被保険者証・該当年度の確定申告の写し等収入金額を証明できる資料の写しを保険課後期高齢者医療係へ提出

#### ■市民税非課税世帯のかた

内医療費・入院時食事料の一部負担金を減額する認定証を発行 人後期高齢者医療被保険者で、市民税非課税世帯に属するかた 申後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書を保険課後期高齢者医療係へ提出

#### ■火災などに遭われたかた

内保険料の5割または10割を減免 人災害・風水害・火災などにより、住宅または家財について2割以上の損害を受けたかた 申後期高齢者医療保険料減免申請書・り災証明書等を保険課後期高齢者医療係へ提出

### 医療費関係

社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

#### ■老人医療の適用

内健康保険が適用される医療費について、費用負担を軽減 人65歳以上70歳未満のかたで、市(区)町村民税非課税世帯に属しており、かつ受給者本人の年金収入金額を加えた所得金額が80万円以下のかた

【平成29年7月1日以降65歳になるかたの要件】

市(区)町村民税非課税世帯に属しており、本人の年金収入金額を加えた所得金額が80万円以下、かつ、①または②に該当するかた。

①介護保険における要介護2以上

②本人と世帯員全員の所得について、各種収入金額から必要経費相当額(公的年金控除は80万円として計算)を引いた金額が0円

申印鑑・健康保険証を持参のうえ上記へ提出

#### ■老人医療一部負担金の免除

内災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除 人災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された老人医療受給者 申申請書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出

申申請書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出



## 高齢者のかたへの施設使用料等の減額・免除

【保健センター ☎31-1586】

内①保健センターが実施する胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・かく痰細胞診検査・大腸がん検診・肝炎ウイルス検診にかかる自己負担金を全額免除②保健センターでの診断書・証明書発行手数料を全額免除

人70歳以上のかた 申印鑑を持参の上、保健センター使用料免除申請書を上記へ提出



【美術博物館 ☎38-5432/谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852】 内観覧料金の半額減免 人65歳以上のかた 申年齢を確認できる証明書(運転免許証等)を施設の窓口へ提示

【海浜公園水泳プール ☎22-8861】 内温水プール使用料を半額減免 人市内在住の65歳以上のかた 申住所と年齢を確認できる証明書(運転免許証等)を窓口へ提示

【あしや温泉 ☎32-0204】

内市民の入浴料380円を260円に減額 人市内在住の65歳以上のかた 申住所と年齢の確認できる証明書(運転免許証等)を提示